

## 現場説明書

令和元年7月24日付で公告した「JA柏崎枝豆出荷調製施設建設工事(建築工事)」に係る入札等について、入札公告及び関係法令に定めるほか、この現場説明書によるものとする。

### 1. 施主

- (1) 施主 柏崎農業協同組合
- (2) 住所 柏崎市駅前1丁目3番22号
- (3) 電話番号 0257-21-1000
- (4) 代表者 代表理事理事長 西巻 一男

### 2. 施主代行者(設計監理業務を含む)

- (1) 施主代行者 全国農業協同組合連合会 新潟県本部
- (2) 住所 新潟市西区山田2310番地15
- (3) 電話番号 025-232-1612
- (4) 代表者 県本部長 安藤 稔
- (5) 施工管理担当 施設農機部 施設課 星野 政彦
- (6) 設計担当者 施設農機部 施設課 一級建築士 遠藤 幸男(全農新潟一級建築士事務所)
- (7) 工事監理担当 設計担当者と同じ

### 3. 支払関係

支払に関して、補助金等の交付・借入れ手続きの都合等により施主から全農への入金がない場合は、全農は支払義務はないものとし、入金確認後に速やかに支払うものとする。

### 4. 補償

系統建設工事総合補償制度等に参加するものとし、保険料は工事金額(税込)に0.27%を乗じて算出した額を請負業者にて負担する。  
なお系統建設工事総合補償に参加しない場合は、補償内容が同等以上となる工事保険等に参加し、証券の写しを提出すること。  
系統建設工事総合補償の補償内容は、「系統建設工事総合補償の補償範囲(建設工事)」による。

### 5. 工事範囲

入札公告、現場説明書、設計図、設計書、質疑応答書の指示事項の範囲とする。

### 6. 支給建材機器

なし

### 7. 別途工事

- (1) 枝豆出荷調製施設建設工事(製造請負工事)  
施工者:(株)サタケ  
工事概要:建物内部に機械装置を設置する。
- (2) 枝豆出荷調製施設建設工事(外構工事)

### 8. 入札書記載金額

- (1) 入札書に記載する金額は消費税を除いた金額とする。
- (2) 契約価格は決定金額に100分の110を乗じた金額とする。

### 9. 官庁その他への手続き

建築確認申請を除く工事に必要な諸官庁その他への手続きは、一切請負業者の負担で行なう。

### 10. 請負者決定後の提出書類

- (1) 発注決定後
  - ア. 工程表 5 部
- (2) 各工程施工前
  - ア. 施工計画書 2 部
  - イ. 設備機器納入仕様書 2 部
  - ウ. 施工図 2 部

※ア～ウの提出書類の範囲は施工管理担当・工事監理担当との事前協議の上決定する。

(3) 工事中

- ア. 工事月報(主要な工事写真を添える) 4 部
- イ. 各工程における品質管理記録 1 部

※イの提出書類の範囲は施工管理担当・工事監理担当との事前協議の上決定する。

(4) 完成時

- ア. 工事写真 2 部
- イ. 工事前写真、完成写真 5 部
- ウ. 品質管理記録 1 部
- エ. 品質規格証明書 1 部

※ウ～エの提出書類の範囲は施工管理担当・工事監理担当との事前協議の上決定する。

- オ. 工程表(実施工程) 5 部
- カ. 完成図製本A3版及び電子媒体 2 部
- キ. 施工図製本A3版及び電子媒体 1 部
- ク. 取扱説明書 1 部
- ケ. 保守点検チェックリスト 1 部
- コ. 消耗品リスト 1 部

(5) その他施工管理担当・工事監理担当の指示するもの

11. 工事写真

工事写真は国交省大臣官房官庁営繕部監修 工事写真の撮り方  
建築編、建築設備編による。

12. 保安等

近隣の居住者および所有者への保安及び振動騒音には、十分な対策を講じて工事を行なう。  
もし、これらに関する注意及び苦情の申し出があった場合は、請負業者の負担において  
解決する。

13. 外構工事の契約

外構工事は、JA柏崎枝豆出荷調製施設建設工事(建築工事)(以下、本体工事)と分離して、  
契約する。

- (1) 工事名 : JA柏崎枝豆出荷調製施設建設工事(外構工事)
- (2) 施工者の決定方法 :  
原則、本体工事の決定業者と価格交渉の上、決定する。
- (3) 補助事業の区分 :  
自己資金とする。
- (4) 設計図及び設計書 :  
本体工事の設計図等の送付時に送付する。
- (5) 工期(予定) :  
令和2年3月20日 ~ 令和2年4月30日
- (6) その他の事項については、本体工事の入札公告、現場説明書の記載事項と  
同様とする。

14. その他

- (1) 仮設物に関する電力、用水、電話等の経費は、全て請負業者負担とする。
- (2) 工事に伴って発生する残土並びに残材等は全て場外搬出のこと。
- (3) 本工事で使用し得る敷地範囲は後日協議の上決定する。
- (4) 地鎮祭費用は請負業者負担とする。
- (5) 現場説明会は行わない。
- (6) 現場代理人は常駐とし、一級建築士または一級建築施工管理技士を配置すること。

## 系統建設工事総合補償の補償範囲(建設工事)

保険種類	補償種類	補 償 の 内 容
履行保証保険	工事履行	<p>■補償内容： 請負業者の履行不能により未完成工事を完成させるための差額。補償限度額は工事請負金額（消費税含む）に30%を乗じて得た額。</p> <p>■自己負担額（控除額）： なし</p> <p>■補償期間： 業者決定日から工事受渡完了日まで</p>
建設工事保険	火災・爆発・風水災・その他	<p>■補償内容： 火災・破裂・爆発・盗難・作業ミス・落雷・風災・雪災・その他偶然な事故による工事物件の損害。</p> <p>■自己負担額（控除額）： 火災・落雷・破裂および爆発を除き10万円</p> <p>■補償期間： 着工日から工事受渡完了日まで</p> <p>■補償の対象外： ①単独土木造成・造園（緑化木工事含む）工事（上物建築工事をともなわない工事をいう） ②工所用機械等</p>
請負業者賠償責任保険	賠償責任	<p>■補償内容： 第三者に対する法律上の賠償責任。（損害賠償金・応急手当・争訟費用等）</p> <p>【補償限度額】 〔身体〕1名 1億円、1事故 4億円      〔財物〕1事故      1億円</p> <p>■自己負担額（控除額）： 〔身体〕1事故1,000円      〔財物〕1事故1,000円</p> <p>■補償期間： 着工日から工事受渡完了日まで</p> <p>■補償の対象外： 上記①</p>
請負業者賠償責任保険 (地盤崩壊危険担保特約)	地盤崩壊に起因する賠償責任	<p>■補償内容： 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴って不測かつ突発的に発生した、土地の沈下・隆起・移動・軟弱化、土砂崩れもしくは土砂の流出・流入に起因する、第三者に対する賠償責任。</p> <p>【補償限度額】 1被害者 300万円      1事故 2,000万円</p> <p>■自己負担額（控除額）： 1被害者 20万円      1事故 100万円（ただし、1被害者当たりの自己負担額20万円を適用した場合のてん補額と1事故についての自己負担額100万円を適用した場合のてん補額を比較し、いずれかてん補額が高額となる方による。）</p> <p>■補償期間： 着工日から工事受渡完了日まで</p> <p>■補償の対象外： 上記①</p>
履行保証保険 (瑕疵担保特約)	倒産業者の瑕疵工事	<p>■補償内容： 請負業者の倒産後に発見された瑕疵工事部分の修復に要する費用。</p> <p>【補償限度額】 請負金額の30%以内で、1事故3,000万円が限度。制度全体で1年間を通じ1億円</p> <p>■自己負担額（控除額）： 10万円（ただし、損害額が10万円を超えた場合は全額を補償する。）</p> <p>■補償期間： 工事受渡完了日から最長10年間。（工事請負契約約款で10年以下のものはその期間による。）</p> <p>■補償の対象外： 上記①</p>

※上物建築工事に付帯する敷地整備工事は、この表の範囲内で補償する。  
全農が土木造成・造園工事とその上物建築工事とを合わせて受注した場合の土木造成・造園工事の補償は、「系統建設工事総合補償の補償範囲（土木工事）」による。